

少人数教育推進検討委員会 報告書（案）

令和3年2月

少人数教育推進検討委員会

はじめに	1
1 少人数教育推進検討委員会設置の経緯	
2 設置目的	
3 検討事項	
I 検討経過と内容	
1 検討経過と内容について	2
2 国の動向について	2
II 少人数教育の推進の方向性	
1 25人学級の導入について	3
(1) 小学校1、2年生について	
(2) 小学校3、4年生について	
(3) 小学校5、6年生について	
(4) 中学生について	
(5) 少人数教育推進の方向性について	
2 アクティブクラスについて	5
3 少人数教育の導入にかかる効果検証の方針について	5
4 本県の少人数教育の取り組みを広く県民に知ってもらうために	7
III 参考資料	
〈はぐくみプラン〉	8
〈先行研究等〉	10
〈国の政策等に関する資料〉	11
委員長あいさつ	13
□ 少人数教育推進検討委員会設置要綱	14
□ 少人数教育推進検討委員会委員名簿	15

はじめに

1 少人数教育推進検討委員会設置の経緯

本県では、更なる少人数教育の推進に向けて関係機関と課題を共有し、より効果的な推進方策について検討することを目的として、令和元年7月に少人数教育推進検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置した。昨年度は5回にわたり検討委員会を開催し、「25人学級の導入」については、「優先すべき学年」として、「小学校1年生に25人学級を導入することが求められる」とするとともに、小学校2年生以降の「他学年への導入」については、「引き続き検討を行っていくことが望ましい」などの方向性が示された。また、このほか、「アクティブクラスについて」、「特別支援学級について」、「考慮すべき課題について」の方向性が示された。

本年度は、昨年度に引き続いて検討委員会を設置し、昨年度に示された方向性に基づき、山梨県の公立小中学校における更なる少人数教育の推進について検討を行った。

2 設置目的

児童生徒一人一人に向き合ったきめ細かで質の高い教育の実現を目指し、山梨県の公立小中学校における更なる少人数教育の推進について検討することを目的とする。

3 検討事項

以下の事項について、学校現場や様々な立場の関係者から幅広く意見を聴きながら整理を行った。

- (1) 少人数教育の更なる導入の考え方
- (2) 少人数教育の導入にかかる効果検証の方向性
- (3) その他必要な事項

I 検討経過と内容

1 検討経過と主な内容

開催日	主な内容
令和2年 9月7日(月)	第1回検討委員会 ○25人学級の導入について ・25人学級の小学校2年生への導入について ・他学年への導入について ○教員の人材確保の工夫について(報告)
11月10日(火)	第2回検討委員会 ○25人学級の導入について ・小学校1、2年生以降の他学年への導入について ○アクティブクラスについて
12月22日(火)	第3回検討委員会 ○小学校3学年以降における少人数教育の導入について ○アクティブクラスについて
令和3年 1月12日(火)	第4回検討委員会 ○報告書骨子項目について ○少人数教育の導入にかかる効果検証の方針について
1月26日(火)	第5回検討委員会 ○報告書について

2 国の動向について

文部科学省は、令和2年12月21日に、「少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備」として、少人数によるきめ細かな指導体制を構築するために、義務標準法（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律）を改正し、小学校について学級編制の標準を5年かけて、学年進行で35人に計画的に引き下げることを表明した。また、学級編制の標準の引下げ及び、引下げに伴う副校長・教頭や生徒指導担当教員などの教職員配置の充実のための定数改善を図ることも合わせて表明した。現行制度では、小学校と中学校の1学級当たりの児童生徒の人数は、義務標準法で小学校1年生が35人以下、小学校2年生から中学校3年生までは40人以下と定められている。今回の文部科学省による学級編制標準の計画的な引き下げの表明により、令和3年度については小学校2年生に、令和4年度については小学校3年生に35人学級が実施されていくというように、1年ずつかけながら学年進行で35人に学級編制の標準を引き下げていく方針により準備が進められることになった。今後文部科学省において義務標準法の改正作業が急ぎ進められる予定である。

II 少人数教育推進の方向性

令和元年度の少人数教育推進検討委員会報告書（以下「令和元年度報告書」という。）では、「本県における少人数教育の成果を継承した上で、その発展を図るため、現行の小学校1、2年生における30人学級、3年生以上の35人学級を一步進め、25人を基本とする更なる少人数学級を推進する方向が望まれる。」としており、今年度の検討委員会においても、引き続き少人数教育の推進について検討を進めてきた。

1 25人学級編制の導入について

(1) 小学校1、2年生について

小学校に入学した低学年の児童が、ある一定期間を同じ集団で過ごしながらか生活に慣れることは、小学校生活に必要な学習習慣や生活習慣を身につけさせるために大切である。また、小学校1、2年生の時期に少人数でのきめ細かな指導を行うことは、一人一人のつまずきを早期に見いだし、中学年以降の学習の素地を形成することにつながることも重要である。

小学校1年生における25人学級編制の導入については、令和元年度報告書の中で、「幼児期との接続を円滑にし、小学校生活に必要な学習習慣、生活習慣を身に付けさせるために、まず小学校1年生に25人学級を導入することが求められる」としており、令和2年度は、令和3年度に入学する1年生に25人学級を導入するための準備を進めている。

また、小学校2年生について、基本的に1年生から2年生に進級する際においてクラス替えは行っておらず、仮に2年生の段階で25人学級を導入しない場合、2年生への進級時にクラス替えを行うことになる。小学校低学年においては学年間の円滑な移行や落ち着いた学習環境・生活環境を確保することが重要であることから、25人学級を導入する1年生に引き続き2年生においても25人学級を導入することが望ましい。

(2) 小学校3、4年生について

小学校中学年という時期は、各教科における基礎基本を確実に身につける時期であると同時に、学級活動やクラブ活動等における生活集団において日頃から切磋琢磨したり、多様な意見に触れたりする機会が増えてくる重要な時期となる。そのため、児童同士が様々な考えを出し合って多様な考えに触れたり、競い合ったりすることができる一定規模の学級環境を確保することが重要となる。

一方で、小学校3年生からは、社会及び理科の教科学習や外国語活動、各教科等を横断して取り組む総合的な学習の時間が始まることにより、学習内容が少しずつ抽象化しはじめ、各教科等の特質に応じた学習や教科等を横断した学びが展開される。このような時期であることを踏まえ、小学校中学年においても落ち着いた環境で生活させるべきであるとの意見や、きめ細かな指導が重要であるといった意見が出された。

また、25人学級が1、2年生に導入された場合には、現行の3年生が35人学級編制であることにより、児童数の差が10名というギャップが生じることから、このギャップを小

さくするべく、30人学級の検討を進めるべきであるとの意見も出された。

今後は、小学校1、2年生における25人学級導入の効果の検証や、国の動向にも注視しながら、小学校3、4年生の少人数教育の推進について検討することが求められる。

(3) 小学校5、6年生について

小学校5、6年生の時期は、教科等における学習内容が中学年よりも抽象的かつ専門的になるとともに、学校の上級学年として、自治的・自発的活動において中心的役割を担っていく段階となる。

また、この時期の児童は、思春期にさしかかり心身の成長の差が大きくなり、人間関係などの悩みを抱きはじめながら、多様な他者と切磋琢磨しつつ互いの価値観を認めることの大切さを実感していくとともに、中学校への接続を意識しながら小学校教育を進めていく時期となる。

そのため、こうした発達段階の時期において、児童の多様性を生かした集団活動を行っていくためには、児童の相互の関係や様々な役割分担を築くことができるようにするために、ある程度の集団規模による学級編制を行うことが望ましい。

集団規模が大きくなることに伴い、学習面における一人一人の児童の状況に応じたきめ細かな支援が求められることになるが、令和4年度からは一部の教科において教科担任制が導入されることから、教師の専門性を生かした質の高い教育が行われることが見込まれる。

また、中学校教育との円滑な接続の観点から、小学校5、6年生においては中学校と同様に、ある程度の集団規模による学級編制が望ましいと考えられる。

以上のことを踏まえ、この時期における少人数教育の推進についても、国の動向を注視しながら引き続き検討することが求められる。

(4) 中学生について

この時期は、多くの友達と触れ合い、豊かな人間関係、多様性に対する認識を広げることが重要であり、多人数の学級編制により授業や学校行事において教育効果が高まることが期待できる。こうした観点から、中学校においてもある程度の集団規模による学級編制が望ましい。

このことは、昨年度の検討委員会においても指摘されていることであり、中学校における少人数教育の推進についても、このことを踏まえつつ、国の動向にも注視しながら検討することが求められる。

(5) 少人数教育推進の方向性について

今年度の検討委員会では、以上の検討を踏まえ、本県の小学校及び中学校における少人数教育の推進について、次のように方向性を示した。

- 25人学級編制については、小学校1年生への導入に引き続き、小学校2年生にも導入することが望ましい。
- 小学校3年生以降については、きめ細かな指導の充実や、小学校1、2年生からの円滑な進級時における接続等の観点から少人数教育の推進が求められる。
- 一方、小学校3年生以降については、児童生徒の発達段階や各学年の学習内容に応じた教育活動を行うために、ある程度の集団規模による学級編制が求められる。
- これらのことから、国の動向を注視しながら、3年生以降の少人数教育推進について引き続き検討する。

なお、検討委員会では、少人数教育の推進にあたり、教員の確保や教育の質の担保が必要になることや、施設・設備面にも目を向けて検討する必要があることなどの意見も出された。

2 アクティブクラスについて

アクティブクラスは、少人数教育の実施のため、必要な加配教員を配置し、きめ細かな指導を行うことを目的として実施しているものである。

この取り組みは、学校教育における集団での諸活動を効果的に行うために実施しており、チーム・ティーチングによる指導など、教科指導での効果が大きいことや学校の状況に応じた教室調整などの柔軟な対応が可能となっている。そのため、少人数教育を実施するにあたり柔軟な運用が可能なアクティブクラスについては、制度の継続が望まれる。

1学年に1学級の場合のアクティブクラスである単級アクティブクラスについても、一人あたりの教員が担当する児童数でみると少ない場合が多く、児童に対して手厚い指導が行われている。また、1学年に複数の学級がある学校においては、定数上限に近い35人を教員一人が担当している場合もあり、単級アクティブクラスの取り扱いについては、教員一人あたりが指導する児童生徒数のバランスを考慮し検討する必要がある。

一方で、単級アクティブクラスにおいては、午後の指導や業務を担任一人が行うことになるという課題が昨年度の検討委員会に引き続き指摘されており、少人数教育推進の議論において、アクティブクラスの取り扱いに関する検討が求められる。

- アクティブクラスについては、現行の制度を存続させながら、少人数教育推進の議論において、引き続き検討を行う。

3 少人数教育の導入にかかる効果等の検証の方針について

25人学級編制の導入は、これまでの本県の少人数教育を大きく進めるものであり、全国でも例を見ない施策である。これまで実施されてきた30人学級編制よりも、児童一人一人への

きめ細かな指導の充実が可能となり、児童の学習習慣や生活習慣の確立をはじめ、意欲の向上等、様々な面での効果が期待される。そのため、25人学級編制を導入するにあたっては、導入による児童の学習面や生活面への効果や影響、学校関係者の評価を可能な範囲で整理し、今後の本県の少人数教育の考え方や方向性につなげていくことが望まれる。

また、小学校3年生以降の少人数学級の導入については、1年生、2年生における25人学級編制の導入の効果を測りながら検討することが必要であり、次に示す目的と方針に基づき検証を進める。

(1) 検証の目的

- 少人数教育(25人学級)による児童のいわゆる非認知能力¹の側面や学習面への影響を検証すること
- 少人数教育(25人学級)による授業改善や指導体制の効果について検証すること など

(2) 検証の方針

- 質問紙調査と学力調査により、非認知能力の側面と学力面から、導入の効果を検証する。
 - ・ 25人学級導入前と導入後の学級の状況を比較・分析する。
 - ・ 25人学級導入後の児童の状況を経年で分析する。
- 児童の実態把握にあたっては、紙面での調査とともに行動観察を実施するなど、大学の専門家の知見を得ながら分析を行う。
- 学校関係者や児童を対象に学習環境や生活環境について把握するための質問紙調査も実施する。

(3) 検証の内容

① 少人数教育による個人の成長をみる

- 非認知能力の側面・学力面での成長の観点から
 - ・ 質問紙調査により、個人の非認知能力に関する項目を立て、個人の成長(伸び)を捉える
項目例:「最後までやりきる」、「自分から進んで行う」など
 - ・ 学力調査問題により、学力面からの個人の成長(伸び)などを捉える
- 「非認知能力の側面の個人の成長」と「学力」の相関関係の観点から
 - ・ 非認知能力の側面の成長と学力面の成長の相関関係から個人の成長(伸び)を分析

¹ 一般的に、テスト等で計測される学力やIQなど、数値化できる能力を「認知能力」と呼んでいるのに対し、自己肯定感や自制心、勤勉性など、端的に数値化することが難しい能力を「非認知能力」と呼んでいる。これらを明確に定義したものは現時点では確認されないが、本報告書における「非認知能力」の文言は、この趣旨にて使用している。

② 少人数教育による教育環境への影響をみる

- 「学級」の状況を把握する観点から
 - ・ 質問紙調査により集団生活における項目を立て、学級の状況を捉える
項目例：「力を合わせて取り組む」、「きまりを守る」
- 「学習環境の効果」「生活環境の効果」を把握する観点から
 - ・ 教員や児童への質問紙調査により、きめ細かな指導の状況を捉える
項目例：教員「一人一人の学習状況の把握ができる」
児童「分からないときにすぐに声をかけてくれる」 など

(4) 検証における留意点

具体的な検証の実施にあたっては、次のことに留意するよう求める意見が出された。

- ・ 単純に学力調査結果の数値だけに着目するのではなく、検証のねらいや目的に沿って行うこと。
- ・ 調査の実施にあたっては、教員や児童の負担を考慮しながら、実施規模、教科、時間等について検討、実施すること。
- ・ 単年度だけでなく、複数年度にわたって検証すること。

4 本県の少人数教育の取り組みを広く県民に知ってもらうために

本県の教育課題は、いじめの認知件数や不登校児童生徒数の増加をはじめ、児童生徒の多様な課題への対応等、多岐にわたる。少人数教育の導入は、教育課題の解決に向かう施策の一つであり、山梨のすべての県民の支えのもと推進されることが望ましい。

国は、小学校について1学級の児童数の上限を5年かけて、学年進行で35人に計画的に引き下げることを決めた。本県においては、それを上回る取り組みを国に先駆けて行っている。この取り組みが山梨の地に根付き、更に推進されるためには、保護者をはじめ幅広く県民に理解してもらうことが必要である。県の役割として、少人数教育の導入の意義やその効果を広く示す方策を考え、積極的に取り組むことが求められる。

